

平成 28 年 8 月 4 日

担 当	独立行政法人労働者健康安全機構
	産業保健・賃金援護部
	産業保健課長 中島 賢一
	産業保健班長 新田 晃子
	電話 044-556-9865 直通 044-431-8660 直通 (8/15 以降)

**事業場における治療と職業生活の両立支援に関する相談等を受け付けます
～ 8 月 8 日、9 日に両立支援促進員会議を開催～**

がんなどかつては「不治の病」とされていた疾病においても生存率が向上し、労働者が病気になったからといって、すぐに離職しなければならないという状況が必ずしも当てはまらなくなっており、事業場においても労働者の治療と職業生活の両立支援をしていくことが求められていることから、がんなど疾病を抱える労働者が治療と職業生活が両立できるような環境整備に取り組んでいく必要があります。

独立行政法人労働者健康安全機構※1では、事業場における治療と職業生活の両立支援を促進するために事業場への支援の一環として、厚生労働省が策定した「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成 28 年 2 月）」及び「がんに関する留意事項」※2を踏まえ、このガイドライン等の周知に取り組むとともに、事業場における治療と職業生活の両立を促進するため、事業場や労働者等への支援を実施しています。

今年度は、「がん分野」を中心に事業を実施することとしています。

今般、治療と職業生活の両立支援に関する事業を本格的に実施するに当たって、全国 47 都道府県の産業保健総合支援センターが委嘱した両立支援促進員（保健師、看護師、社会保険労務士、MSW（メディカル・ソーシャルワーカー）等）を集めた会議を開催します。

（1）産業保健総合支援センターによる支援（具体的には別紙 1 参照）

- ① 全国で治療と職業生活の両立支援に関するセミナーを開催
- ② 企業に対する個別訪問支援の実施
- ③ 各都道府県の産業保健総合支援センターで相談に対応
- ④ 医療機関等との連携による支援の実施

（2）両立支援促進員会議 内容（別紙 2 参照）

- ① 日時：8 月 8 日（月）13:30～17:30、8 月 9 日（火）9:30～13:00
- ② 場所：フクラシア東京ステーション（会議室 H）
（東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 5 階）

(※1)「独立行政法人労働者健康安全機構」

厚生労働省所管の独立行政法人。平成16年4月1日設立。労働者の業務上の負傷又は疾病に関して、働く人の視点に立って被災労働者などが早期に職場復帰し、疾病の治療と職業生活の両立が可能となるような支援を推進し、職業性疾病について臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査・研究、その成果の普及を行うことにより労働者の健康及び安全の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行っており、労災病院、産業保健総合支援センター、労働安全衛生総合研究所、日本バイオアッセイ研究センターを設置・運営している。

機構本部所在地：神奈川県川崎市幸区堀川町580番地

8月15日より 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 に移転予定

(※2)「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」、「「がんに関する留意事項」の概要」については、参考として添付している。

(注意事項)

取材を希望される場合は、メールによる事前申込みが必要となります(申込期限：8月5日(金)17:00、kenichi-nakashima@honbu.johas.go.jp)。事前申込みの上、フクラシア東京ステーション(会議室H)にお越しください。

取材される方は、よく見える部分に自社の腕章をお付けください。

撮影される場合は、8月8日(月)の会議冒頭のみとさせていただきます。

今後の産業保健総合支援センターの主な支援の具体的な内容

産業保健総合支援センターでは、治療と職業生活の両立が進むよう、今後以下の取組を進めます。

① 全国で治療と職業生活の両立支援に関するセミナーを開催

全国各地で、企業関係者や産業保健スタッフ、医療関係者を対象として、ガイドラインの解説や、具体的な取組方法について、セミナー、研修会を開催します。

② 各都道府県の産業保健総合支援センターで相談に対応

治療と職業生活の両立に関する関係者からの相談に全国の産業保健総合支援センターが対応します。

③ 企業に対する個別訪問支援の実施

専門家が企業を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入や教育などについて、具体的な支援を行います。

④ 医療機関等との連携による支援の実施

労災病院に併設する治療就労両立支援センターや医療機関等と連携し、患者の就労継続や職場復帰の支援に関する事業場との連絡調整等の支援を実施します。

平成28年度両立支援促進員会議次第

別紙2

月日(曜日)	時間	所要時間	会議内容等	講師等	
8/8(月) 【第1日目】	13:30 ~ 13:35	5分	開会挨拶	産業保健・賃金援護担当理事 亀澤 典子	
	13:35 ~ 13:40	5分	厚生労働省挨拶	厚生労働省労働基準局安全衛生部 労働衛生課産業保健支援室長 塚本 勝利	
	13:40 ~ 14:10	30分	「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の経緯と概要	厚生労働省労働基準局安全衛生部 労働衛生課産業保健支援室長補佐 富賀見英城	
	14:10 ~ 14:40	30分	事業場における治療と職業生活の両立支援に関する事業内容等について	産業保健・賃金援護部産業保健担当調査役 八木 健一	
	14:40 ~ 15:40	60分	両立支援促進員の活動について	産業保健アドバイザー 飯島美世子	
	15:40 ~ 15:50	10分	休憩		
	15:50 ~ 16:50	60分	治療就労両立支援モデル事業を踏まえた両立支援の進め方のポイント等について	中国労災病院 リハビリテーション科部長 治療就労両立支援部長 豊田 章宏	
	16:50 ~ 17:30	40分	職場における労務管理について	産業保健アドバイザー 古山 善一	
18:00 ~		(意見交換会)			
8/9(火) 【第2日目】	9:30 ~ 11:20	110分	企業向け研修の実施方法①	産業医科大学産業医実務研修センター 准教授 柴田 喜幸	
	11:20 ~ 11:30	10分	休憩		
	11:30 ~ 13:00	90分	企業向け研修の実施方法②	産業医科大学産業医実務研修センター 准教授 柴田 喜幸	
	13:00		閉会挨拶	産業保健・賃金援護部長 山本 博之	



フクラシア東京ステーション (地上地図)

東京都千代田区大手町2-6-1朝日生命大手町ビル5F、6F
 羽田空港より電車で30分／羽田空港よりタクシーで20分

こちらより地図にアクセスいただけます。→



事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

本ガイドラインは、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの治療が必要な疾病を抱える労働者に対して、事業場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、事業場における取組をまとめたもの。

背景・現状

- 治療技術の進歩等により、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化
(例：がん5年相対生存率が向上 平成5～8年53.2% → 平成15～17年58.6%)
 - 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
(例：仕事をもちながら、がんで通院している者が多数 平成22年32.5万人)
 - 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられる
(例：糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事(学業)のため、忙しいから」が最多の24%)
- ➡ **疾病にり患した労働者の治療と職業生活の両立が重要な課題**

- 治療と職業生活の両立に悩む事業場が少なくない
(例：従業員が私傷病になった際、企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮する事業所90%)

➡ 事業場が参考にできるガイドラインの必要性

治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
- 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

治療と職業生活の両立支援の進め方

① 労働者が事業者へ申出

- ・ 労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容等を提供
- ・ それを参考に主治医が、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成
- ・ 労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者に提出

② 事業者が産業医等の意見を聴取

- ・ 事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取

③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・ 事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置(作業の転換等)、治療に対する配慮(通院時間の確保等)の内容を決定・実施

※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい

「がんに関する留意事項」の概要

本留意事項は、疾病を有する労働者に対する治療と職業生活の両立支援のうち、特に「がん」に関して留意すべき事項をまとめたもの。

がんに関する基本情報

- 生涯のうちに、日本人の2人に1人ががんに罹患
- 年間約85万人※が新たにがんと診断され、うち約3割が就労世代
※国立がん研究センター「がん登録・統計」による2011年推計値
- がんの5年相対生存率は向上（平成5～8年53.2% → 平成15～17年58.6%）
- 仕事をもちながら、がんで通院している者は約32.5万人※
※平成22年国民生活基礎調査に基づく推計
- 入院日数は減少傾向にある一方、外来患者は増加傾向

治療と職業生活の両立支援に当たっての留意事項

（治療に関する留意事項）

- 治療や経過観察の長期化、予期せぬ副作用等の出現等が考えられ、経過によって就業上の措置や治療への配慮の内容を変更する必要があるため、労働者は次の点に留意し、事業者に対して必要な情報を提供することが望ましい。
 - ①手術を受ける場合は、手術後の経過や合併症などに個人差があること。
 - ②抗がん剤治療は、1～2週間程度の周期で行うため、副作用によって周期的に体調変化を認めることがあり、特に倦怠感や免疫力低下が問題となること。
 - ③放射線治療は、基本的に毎日（月～金、数週間）照射を受けることが多いこと。また、治療中は通院による疲労に加え、治療による倦怠感等が出現することがあるが、症状の程度には個人差が大きいこと。

（メンタルヘルス面への配慮）

- がんの診断が主要因となってメンタルヘルス不調に陥る場合もあるため、治療の継続や就業に影響があると考えられる場合には、適切な配慮を行うことが望ましい。
- がんと診断された者の中には、精神的な動揺や不安から早まって退職を選択する場合があることにも留意が必要。

今後の産業保健総合支援センターの主な支援の具体的な内容

産業保健総合支援センターでは、治療と職業生活の両立が進むよう、今後以下の取組を進めます。

① 全国で治療と職業生活の両立支援に関するセミナーを開催

全国各地で、企業関係者や産業保健スタッフ、医療関係者を対象として、ガイドラインの解説や、具体的な取組方法について、セミナー、研修会を開催します。

② 各都道府県の産業保健総合支援センターで相談に対応

治療と職業生活の両立に関する関係者からの相談に全国の産業保健総合支援センターが対応します。

③ 企業に対する個別訪問支援の実施

専門家が企業を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入や教育などについて、具体的な支援を行います。

④ 医療機関等との連携による支援の実施

労災病院に併設する治療就労両立支援センターや医療機関等と連携し、患者の就労継続や職場復帰の支援に関する事業場との連絡調整等の支援を実施します。